

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか100施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成31年2月1日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

1 入札に付する事項

- ① 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県教育センターほか100施設の電気供給業務 一式
- ② 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- ③ 供給期間 平成31年6月1日から平成32年5月31日まで
- ④ 供給場所 福島県教育センター（福島県福島市瀬上町字五月田16番地）ほか100施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- ② この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- ④ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- ⑤ 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成31年2月22日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁財務課

電話024-521-7754

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成31年2月22日（金）

午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成31年2月1日（金）から平成31年2月22日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月11日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

① 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

② 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

③ その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成31年2月14日（木）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

① 日時 平成31年3月26日（火）午後1時

② 場所 福島県庁西庁舎9階教育委員室（福島県福島市杉妻町2番16号）

③ その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成31年3月25日（月）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

② 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成31年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

11 その他

① 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

② 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）

及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ㊸ 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- ㊹ 契約書作成の要否 要
- ㊺ その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- ① Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Education Centre and 100 other facilities
1 set
- ② Time-limit of tender (by hand) :1:00 p.m., 26 March, 2019
- ③ Time-limit of tender (by mail) :5:15 p.m., 25 March, 2019
- ④ Contact point for the notice: Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-7754

(財 務 課)